

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずる

施行日	項目	内容
公布日 令和4年12月9日、 12月19日	疑似症サーベイランスの強化	省令で定める疑似症について指定届出医療機関以外からも報告を求めることができる
	国による健康監視業務の代行	国に要請することで、県に代わり検疫所が健康観察等を実施する
	県と市町村の情報共有及び情報提供	必要に応じ、市町村に対し協力を求め、その情報を共有・提供することができる
	国・県の総合調整	国は人材確保・移送等を、県は入院勧告・措置等に係る調整・指示ができる
	指定感染症に係る規定の整備	指定感染症に係る必要な情報の公表や規定の整備を実施
令和5年4月1日	都道府県連携協議会の設置・運営	予防計画の実施及びその実施に有用な情報を共有するための組織の設置・運営
	電磁的方法による届出義務化等	HER-SYS及び感染症サーベイランスシステムによる届出の義務化
	検体の提出要請等	国からの要請に伴う検体又は病原体の提出及び検査の実施
	患者の退院等の届出	感染症指定医療機関における入院患者に係る退院・死亡の報告の義務化
令和6年4月1日	基本方針・予防計画の見直し	コロナ対応を踏まえ、記載事項を充実させた計画を策定し3年ごとの中間見直しを行う
	医療措置協定の締結	入院、外来、往診、後方支援、人材派遣などの措置に係る協定を締結
	協定指定医療機関の新設	第一種（入院）・第二種（外来往診等）協定医療機関を新設し公費負担対象にする
	検査等措置協定の締結	検体採取又は検査実施、宿泊療養施設の確保などの措置に係る協定を締結
	流行初期医療確保措置の新設	協定に基づき流行初期の段階から入院及び外来に対応した医療機関への財政支援制度
	健康観察の委託	健康観察業務を地域の医師会や民間事業者に委託することができる
	外出自粛患者の公費負担	第二種協定医療機関での医療費公費負担制度（保健所経由とする）
	広域的な人材派遣	患者への医療に従事する医療従事者の確保に係る応援・調整の要請

感染症法の改正概要について ②

○県が定める予防計画については、感染症法改正に合わせて改正された国の基本方針に即して改定する。

○次の感染症危機に備え、保健・医療体制に関する記載事項が充実されるとともに、感染症発生・まん延時における医療提供体制の確保等について令和5年度中に数値目標を定めることとされた。

○医療計画と予防計画は、感染症法において「整合性の確保を図らなければならない」と規定されており、具体的な論点も重なるため、両計画を一体的に議論してもよいこととされた。（国事務連絡）

< 予防計画項目一覧 >

現行の記載事項	新計画追加事項
発生の予防及びまん延の防止のための施策	1. ○発生の予防及びまん延の防止のための施策
	2. △病原体等に関する情報の収集、調査及び研究
	3. ○病原体の検査の実施体制及び検査能力の向上
医療を提供する体制の確保	4. 医療を提供する体制の確保
	5. ○患者の移送のための体制の確保
	6. ○医療を提供する体制の確保等に係る目標
	7. △宿泊施設の確保
	8. ○外出自粛患者の療養生活の環境整備
	9. 県の総合調整又は指示の方針
	10. ○人材の養成及び資質向上
	11. ○予防に関する保健所の体制の確保
緊急時における発生及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	12. ○緊急時における発生及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策

<数値目標（案）>
 ○協定締結医療機関数
 ・入院確保病床数
 ・発熱外来の医療機関数
 ・自宅療養者等へ医療提供する医療機関数
 ・後方支援の医療機関数
 ・PPEを備蓄している協定医療機関数
 ○検査実施件数（検査能力）
 ○宿泊療養施設の確保居室数
 ○医療従事者等の研修・訓練回数

このうち、
 ○保健所設置市として定めなければならない項目（義務）
 △保健所設置市として定めるよう努めなければならない項目（任意）

計画策定の方向性について（案）

計画の目標達成のため、様々な課題に対応するための取組については、国の指針等の改定の視点を踏まえ、第8次保健医療計画で取り入れる「ロジックモデル」を予防計画においても活用し、予防計画と医療計画を一体的に策定することとしたい。